

議案第16号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川暢三

加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例（昭和43年加西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の2条を加える。

(支払責任のない損害)

第18条の2 この市は、この条例に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 戰争その他の変乱によつて生じた損害
- (2) 共済目的の性質又は瑕疵によつて生じた損害（園芸施設共済事業に係る損害に限る。）
- (3) この市との間に共済関係の存する者又はその法定代理人（当該共済関係の存する者以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によつて生じた損害。ただし、この市との間に共済関係の存する者が損害賠償の責任を負うことによつて生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (4) この市との間に共済関係の存する者と同一の世帯に属する親族の故意によつて生じた損害（その親族が当該共済関係の存する者に共済金を取得させる目的がなかつた場合を除く。）

(危険の減少)

第18条の3 共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、この市との間に共済関係の存する者は、この市に対し、将来に向かつて、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

第19条の次に次の1条を加える。

(第三者に対する権利の取得)

第19条の2 この市は、共済金の支払を行つたときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことによりこの市との間に共済関係の存する者が取得する債権（以下この条において「共済関係の存する者の債権」という。）について当然に当該共済関係の存する者に代位する。

- (1) この市が支払つた共済金の額

(2) 共済関係の存する者の債権の額（前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、共済関係の存する者の債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、この市との間に共済関係の存する者は、共済関係の存する者の債権のうちこの市が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの市の債権に先立つて弁済を受ける権利を有する。

第22条第2項中「次に」を「、次に」に、「この市が」を「、この市が」に改め、同項第2号中「第32条第2項及び第3項」を「第32条第3項及び第4項」に改める。

第26条第1項第2号から第6号までの規定中「12月1日」を「11月1日」に改める。

第28条第2号から第6号までの規定中「1月31日」を「12月28日」に改める。

第29条第1項中「規定する者」の右に「（法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、規則第47条の9において規定する者のうち、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を原則として過去5年間において法第150条の3の5第2項において読み替えて準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。）」を加え、同項第1号中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改め、同項第2号中「当該農作物共済加入者」を「農作物共済加入者」に、「当該耕地の当該」を「当該農作物共済加入者の」に、「に係る」を「たる農作物の耕作を行う耕地ごとの」に改め、同項第3号中「農作物共済の」を「、農作物共済の」に改める。

第32条第1項第2号中「その基準収穫量」を「当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量」に改め、同項第3号中「農作物共済の共済目的の種類等ごと」を「、農作物共済の共済目的の種類等ごと」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号及び第2号並びに前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号の共済関係にあつては、農作物共済加入者ごとに、同項の規定により共済金が支払われない場合又は第1号及び第2号に掲げる金額の合計額が前項の規定を適用して算定して得た金額を超える場合であつて、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作

を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）があるときは、同項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる金額の合計額に相当する金額を共済金として支払うものとする。

- (1) 第29条第1項第2号の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地（第25条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた農作物収穫皆無耕地を除く）ごとの基準収穫量の合計に、100分の70を乗じて得た金額
- (2) 第25条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた農作物収穫皆無耕地については、第29条第1項第2号の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの基準収穫量の合計に、法150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

第46条の次に次の1条を加える。

（共済関係成立時等の書面交付）

第46条の2 この市は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき（最初の共済掛金期間が開始したときは除く。）は、遅滞なく、家畜共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この市の名称
- (2) 家畜共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済掛金期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第16条第1項から第3項まで、第40条第3項、第50条及び第57条の通知等をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第53条第7項中「又は前項」を「、第6項又は前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 家畜共済に係る共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、家畜共済加入者は、新たな共済掛金期間の開始の時において、この市に対し、将来に向かつて、共済金額の減額を請求することができる。

第 60 条第 1 項第 4 号ア中「包括共済関係に係る」を「子牛等を共済目的とする」に改め、同条第 2 項中「第 53 条第 6 項」を「第 53 条第 7 項」に改め、同項第 3 号中「第 53 条第 7 項」を「第 53 条第 8 項」に改める。

第 62 条第 1 項中「共済金の全部」を「家畜共済に係る共済金の全部」に改め、同項第 7 号中「第 53 条第 6 項」を「第 53 条第 7 項」に改め、同項第 8 号中「悪意」を「故意」に改め、「酷使、虐待その他」を削り、「生じさせたとき」を「生ぜしめたとき」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、家畜共済加入者が損害賠償の責任を負うことによつて生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

第 63 条第 3 項中「又は第 6 項」を「から第 7 項」に改める。

第 64 条を次のように改める。

(告知義務違反による解除)

第 64 条 家畜共済資格者は、第 37 条の規定による申込みの当時、家畜共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この市は、家畜共済加入者が、前項に基づきこの市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。

3 この市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 37 条の規定による申込の承諾の当時において、この市が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。

(2) この市のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（この市のために共済関係を成立させるための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、家畜共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、家畜共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかつたとしても家畜共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、この市が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第37条の規定による申込の承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

第64条の次に次の2条を加える。

(重大事由による解除)

第64条の2 この市は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 家畜共済加入者が、この市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 家畜共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この市の家畜共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第64条の3 家畜共済に係る共済関係の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 この市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第64条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずして発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除された時までに発生した共済事故による損害

第67条を次のように改める。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第67条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによつて生ずることのある損害をてん補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を

有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 家畜共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があつた金額の限度においてのみ、この市に対して共済金を請求する権利行使することができる。

3 第8条の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

第68条第2項中「保証」を「保証人」に改め、同条第4項中「納期限後2週間」を「納付期限後2週間」に改める。

第70条の7の次に次の1条を加える。

(共済関係成立時の書面交付)

第70条の7の2 この市は、畑作物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、畑作物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この市の名称
- (2) 畑作物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第16条第1項及び第2項、第70条の5第3項並びに第70条の9の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第70条の13中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 畑作物共済加入者が、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、前項に規定する金額以外の金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該畑作物共済加入者に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入してこの市に提出してするものとする。

第70条の19を次のように改める。

(告知義務違反による解除)

第70条の19 畑作物共済資格者は、第70条の2の2第1項の規定による申込みの当時、畑作物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この市は、畑作物共済加入者が、前項に基づきこの市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。

3 この市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第70条の2の2第1項の規定による申込の承諾の当時において、この市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかつたとき。

(2) 共済媒介者が、畑作物共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、畑作物共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかつたとしても畑作物共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、この市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第70条の2の2第1項の規定による申込の承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

第70条の19の次に次の3条を加える。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第70条の19の2 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに第70条の11の規定による納付を遅滞したとき又は第70条の12第3項の規定に違反して第1回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、この市は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第70条の19の3 この市は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済に係る共済関係を

解除するものとする。

- (1) 畑作物共済加入者が、この市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 畑作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この市の畑作物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第70条の19の4 畑作物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 この市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第70条の19第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第70条の19の2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除された時までに発生した共済事故による損害

第70条の27の次に次の1条を加える。

(共済関係成立時の書面交付)

第70条の27の2 この市は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、園芸施設共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この市の名称
- (2) 園芸施設共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第16条第1項及び第2項、第70条の25第4項並びに第70条の30の通知をすべき事項

(9) 共済関係の成立年月日

(10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 70 条の 37 に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定にかかわらず、同項であらかじめ定めた金額が共済価額を著しく超えていることをこの市が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によつて算定する。

第 70 条の 39 の次に次の 1 条を加える。

(支払責任のない損害)

第 70 条の 39 の 2 この市は、自然の消耗によつて生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

第 70 条の 40 を次のように改める。

(告知義務違反による解除)

第 70 条の 40 園芸施設共済資格者は、第 70 条の 22 第 1 項の規定による申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この市は、園芸施設共済加入者が、前項に基づきこの市が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

3 この市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 70 条の 22 第 1 項の規定による申込みの承諾の当時において、この市が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。

(2) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかつたとしても園芸施設共済加入者が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、この市が同項の規定による解除の原因があることを知つた

時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第70条の22第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

第70条の40の次に次の2条を加える。

(重大事由による解除)

第70条の40の2 この市は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 園芸施設共済加入者が、この市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 園芸施設共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この市の園芸施設共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第70条の40の3 園芸施設共済に係る共済関係の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 この市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第70条の40第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除された時までに発生した共済事故による損害

第70条の42を次のように改める。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第70条の42 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによつて生ずることのある損害をてん補するため当該特定園芸施設又は付帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は付帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 園芸施設共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは付帯施設の所有者の承諾があつた金額の限度においてのみ、この市に対して共済金を請求する権利行使することができる。

3 第8条の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の加西市農業共済条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係について適用し、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、それぞれ当該各項に定めるところによる。
- 3 改正後の条例第18条の3、第53条第6項から第8項まで、第64条の2、第64条の3第1項（第64条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第70条の19の3、第70条の19の4第1項（第70条の19の3の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第3号、第70条の40の2並びに第70条の40の3第1項（第70条の40の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の条例第67条第1項及び第2項並びに第70条の42第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払いを請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の条例第67条第3項及び第70条の42第3項の規定を適用する。

(審議資料)

平成22年4月1日に保険法が施行されることに伴ない、農業災害補償法の一部改正が行われることから、加西市農業共済条例の一部を改正しようとするもの。

【改正要旨】

商法の保険契約に関する法制が見直され、保険契約一般に適用される保険法が成立し、商法の保険契約に係る現在の規定は廃止されることとなっている。

農業災害補償制度は、損害保険に類似する仕組みを有していることから、事業の内容に応じて商法の保険契約に係る規定の一部を準用しているため、農業災害補償法の一部改正が行われる。

これに伴ない、関係条項を改正しようとするもの。